

令和元年第9回農業委員会総会

1 日 時 令和元年9月25日(水)
午前9時55分～午前10時20分

2 場 所 大竹市役所3階第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	6	正木 静夫
2	小川 裕希恵	7	田中 博幸
3	古木 麻知子	8	竹端 只雄
4	島原 順二	9	橋村 實男
5	豊原 道教		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	田中 弘明		

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	最適化推進委員 松本 勝行		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	小田 健治	事務局主幹兼農地係長	住田 実喜男
事務局主幹	前田 新吾		

6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第 1	議案第 14 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 15 号	大竹市農用地利用集積計画(第 8 9 期)の決定について
日程第 3	報告第 16 号	非農地証明の申請について
日程第 4	報告第 8 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和元年第9回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

廣兼会長（挨拶）

廣兼会長

本日の出席委員は11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、令和元年第9回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において3番古木麻知子委員、4番島原順二委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

廣兼会長

これより、日程第1議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（住田）

議案書は2ページ、3ページ、地図は4ページをご覧ください。

譲受人は大竹市阿多田の〇〇 〇〇さん。譲渡人は横浜市青葉区の〇〇 〇〇さんです。申請地は、阿多田〇〇番〇〇、面積は192㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は64.52㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は167㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は858㎡、4筆合わせて1281.52㎡です。

現所有者の〇〇さんは相続により取得されています。ご本人が現在、横浜市に居住されているため、農地を維持していくことが難しい状況が続いていたところ、このたび、申請地の隣に住んでおられる譲受人〇〇さんが耕作地を広げたいということがわかり農地の譲り渡しする話がまとまったと聞いています。現在、申請地は草刈りがされており、また、〇〇さんの実家も農地の隣接地にあるのですが、こちらのほうは参考までに聞いたところ、今回は手放さないというお話だそうです。また譲受人の〇〇さんの営農計画ですが、こちらは柑橘類など果樹栽培をしていく計画が提出されております。

譲受人の農地面積は農家台帳上、農地が所有できる下限面積の1,000㎡以上あり、このたび譲り受ける申請地をあわせても、面積要件を満たし、耕作日数も申請書から要件を充たしております。

なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に掲げております7項目についてですが、こちらに規定されております許可出来ない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の意見を求めます。9番橋村委員、お願い

いたします。

橋村委員

9月6日に住田さんと一緒に調査して参りました。場所は今説明のあった、阿多田の中腹にありまして、畑等は耕作しておりませんでした。除草はしている様子でした。周辺への影響は見られませんでした。以上です。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。
本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。

続きまして、日程第2議案第15号大竹市農用地利用集積計画第89期の決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは議案書5ページにあります議案第15号大竹市農用地利用集積計画第89期の決定について、9月9日付けで大竹市長から審議の依頼がありましたので、順位1からご説明いたします。議案書は6ページ、7ページ、地図は10ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、栗谷町小栗林にお住まいの〇〇 〇〇さん、利用権を設定する方は同じく小栗林にお住まいの〇〇 〇〇さんです。申請地は、栗谷町小栗林字宮ヶ原〇〇番〇〇で、面積は789㎡、利用権の種類は使用貸借となっております。

続きまして順位2ですが、こちらのほうは議案書8ページ、9ページ、地図は11ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、小栗林にお住まいの〇〇 〇〇さん、利用権を設定する方は順位1と同じく〇〇 〇〇さんです。申請地は、栗谷町小栗林字沖田〇〇番と〇〇番の2筆で、面積は合計816㎡となっております。利用権の種類はこちらも使用貸借です。

順位1、順位2いずれの土地も、それぞれ水稻を作付けする計画となっております。ただ、順位2の申請地小栗林字沖田〇〇番につきましては、借受人の〇〇さんから今年休耕したが来年から再び水稻作付けをすると伺っております。

順位1、順位2のいずれとも利用権の契約切れとなるため、新たに令和元年10月1日から令和7年9月30日まで、6年間の契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

本件について地区担当委員の説明を求めます。6番正木静夫委員、お願いします。

正木委員

ただ今事務局の住田さんからお話しがございましたけども、私も9月14日農業経営状況の確認に現地へ行きまして、利用権の設定をお受けになる〇〇 〇〇さんも、〇〇 〇〇さんも非常にお元気で農業に携わっておられますので、全く問題無いと判断しております。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。
本件については、計画のとおり決して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。
続きまして、日程第3議案第16号非農地証明の申請についてを議題といたします。
本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは議案第16号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は12ページ、地図は13ページをご覧ください。
申請地は、小方二丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、現況は山林、面積は734㎡の土地です。申請人は、晴海一丁目の〇〇 〇〇さんです。申請理由は地目変更のためとなっております。改廃年月日は年月日不詳となっております。場所は、小方地区にあります亀居公園東側に住宅団地があります。この団地の南側に共同墓地がありますが、この住宅団地と共同墓地との間にこちらの土地がございます。申請者の〇〇さんは相続により取得されていますが、長年耕作されていないため、かずらなどのつる草が繁茂し、農地として復元して利用することが非常に困難な状態にある現況となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。3番古木委員お願いいたします。

古木委員

現地に行きましたところ、法面になっていて木がうっそうとしている状況で耕作も何年もやっていない状況と判断しましたので、非農地証明に該当するのではないかと思います。

廣兼会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。5番豊原委員お願いいた

します。

豊原委員

本件につきまして、現地は住宅地に隣接した急傾斜地なので、農作業をするために現状を回復するとなると、僕でも嫌になると思います。ということで、現状の山林のままでは仕方が無いと思います。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。

それでは、日程第4報告第8号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（住田）

それでは、報告第8号について、事務局長において専決処理をしましたので、順位1からご報告いたします。

議案書は14ページ、地図は16ページをご覧ください。

譲受人は東京都武蔵野市の〇〇 〇〇さん、譲渡人は、大竹市玖波、〇〇 〇〇相続財産相続財産管理人〇〇 〇〇さんです。届出地は、黒川二丁目〇〇番〇〇、面積は80㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は41㎡。合わせて、2筆121㎡となっています。転用目的は、露天資材置場にするためです。申請地は大竹市道玖波青木線沿いあり、周辺は住宅で囲まれ、地区担当委員さんからも、特に周辺に影響は認められないというご意見を頂いております。8月19日にこの届出を受理しております。

続きまして、順位2についてご報告いたします。議案書は15ページ、地図は17ページをご覧ください。

譲受人は大竹市木野二丁目の〇〇 〇〇さん、譲渡人は、山口県岩国市の〇〇 〇〇さん、〇〇 〇〇さんです。届出地は、木野二丁目〇〇番〇〇、面積は15㎡です。転用目的は、私有道路にするためです。場所は木野二丁目〇〇から小瀬川上流沿いに数十メートル向かったところになります。回覧しております現況写真のとおり、すでに届出前から道路としており、違反転用ではございますが、始末書の提出がされたので受理いたしました。

地区担当委員さんから、周辺農地に特に影響はないというご意見をいただいております。9月9日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和元年第9回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。